

## 調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

鳥取県ふるさと納税受付等業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和10年6月30日まで

ただし、本件業務の開始は、令和7年7月1日からとする。なお、契約締結日から令和7年6月30日までは本件業務開始に必要な事前準備の期間であり、その間に発生する費用等は全て受託者の負担とする。

#### (3) 業務内容

別添「鳥取県ふるさと納税受付等業務仕様書」のとおり。

#### (4) 見積上限額

令和7年度～令和10年度 105,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）

※この金額は年間寄附額を350,000千円、寄附件数を15,000件、委託期間中の寄附額を1,050,000千円、寄附件数を45,000件と想定した場合の金額であり、契約予定金額を示すものでない。想定寄附件数、金額等の内訳は鳥取県ふるさと納税業務受付等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

※なお、お礼の品の提供事業者に支払う経費は、この委託上限額には含まれていない。別途委託者がお礼の品に係る県負担額及び振込手数料を負担する。

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げるいずれかの税金を滞納している者でないこと。

ア 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）

イ 法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）

ウ 消費税（延滞税等を含む。）

エ 地方消費税（延滞税等を含む。）

(3) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する者を役員、代理人、支配人又はその他の使用人としている者でないこと。

(4) 法人格を有していること。

(5) 令和7年4月22日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 令和7年4月22日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 仕様書で定める業務内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び鳥取県の指示に柔軟に対応できること。

### 3 契約締結までのスケジュール（予定）

プロポーザル公募開始	令和7年4月22日(火)
質問書の受付期限	令和7年4月28日(月)午後5時
質問への回答公開	令和7年5月2日(金)まで
参加申込の提出期限	令和7年5月8日(木)午後5時
参加資格の有無、プレゼンテーション日程通知	令和7年5月12日(月)まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月19日(月)午後5時
プレゼンテーション、審査結果の通知	令和7年5月下旬(日程は別途通知する。)
契約締結	令和7年5月下旬

#### 4 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加申込書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)
- (2) 提出方法 電子メールで8の場所へ提出すること。  
電子メール以外による質問には応じない。  
なお、事前に8の場所に連絡すること。
- (3) 提出期限 令和7年4月28日(月)午後5時まで
- (4) 質問の回答 質問及び回答については、令和7年5月2日(金)までに鳥取県令和の改新戦略本部税務課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>)において回答する。

#### 5 応募手続

##### (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に従い参加申込書を提出すること。

##### ア 提出書類

##### (ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格を有する者でない場合は、次の書類

a 納税証明書(参加申込書提出日前3月以内に発行されたものであり、かつ、参加申込書提出日前1年以内において納税義務が発生したものに限り。)

(a) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3の3)

(b) 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。

b 登記事項証明書(参加申込書提出日前3月以内に発行されたものに限り。)

c 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

d 役員等名簿

(ウ) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者で鳥取県内に支店を有する者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則第10号様式)。

イ 提出部数 一部

ウ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。）又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。

なお、持参又は送付の前に 8 の場所に電話連絡すること。

エ 提出期限 令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

オ 参加資格の確認結果の通知

提出された参加申込書等の書類を審査し、参加資格の有無について、令和 7 年 5 月 12 日（月）までに通知する。

## (2) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、参加申込書提出の後、「鳥取県ふるさと納税受付等業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を作成し、下記に従い提出すること。

### ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式 3）

(イ) 企画提案書（様式自由、原則 A 4 版 15 枚程度以内とする。ただし、資料の作成上 A 3 版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。）

(ウ) 業務フロー図（様式自由、ただし A 4 版とする。）

(エ) 業務実施体制調書（様式 4）

(オ) 管理責任者調書（様式 5）

(カ) 担当者調書（様式 6）

(キ) 会社概要及び業務実績（様式 7）

(ク) 個人情報の管理に係る申告書（様式 8）

(ケ) 見積書（様式 9）

(コ) 企画提案書提出の日の属する事業年度の前 3 事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

### イ 企画提案に係る書類の提出

(ア) 提出期限 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時

(イ) 提出場所 8 の場所

(ウ) 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本（写し） 6 部）

(エ) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。）又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。

なお、持参又は送付の前に 8 の場所に電話連絡すること。

## (3) 企画提案書作成要領の交付

企画提案書作成要領は、令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 19 日（月）までの間に鳥取県令和の改新戦略本部税務課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>）から入手するものとする。

## 6 評価方法

### (1) 評価方法・基準

企画提案書の評価は、「鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル審査要領」に基づき (2)

の方法によるプレゼンテーションによる企画提案書の説明を聞いた上で行う。

## (2) プレゼンテーションの実施方法

本プロポーザル参加者は、概ね次のア〜ウに示す方法によるプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととする。

プレゼンテーションの日程等詳細は令和7年5月12日(月)までに参加者へ通知する。

ア 日時 令和7年5月下旬(予定)

イ 場所 鳥取県庁内会議室(予定)

ウ 実施方法

プレゼンテーションは1提案につき20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

なお、プレゼンテーションに必要と考えられるパソコン、プロジェクター、スクリーンは委託者が準備する。(パソコンについては持参可。)

## 7 選定方法

### (1) 選定方法

6の評価方法により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 8 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取県令和の改新戦略本部税務課 安田

電話 0857-26-7069 / ファクシミリ 0857-26-7087

電子メール zeimu@pref.tottori.lg.jp

## 9 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 10 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 その他

### (1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

### (4) その他

詳細は、実施要領に基づき行う。